

# 令和8年度 歯科健診のご案内

歯と口には、生活に欠かせない重要な役割がたくさん詰まっています。

## なぜ、歯科健診が必要なの？

WHOの研究によると、口腔疾患（う蝕、歯周病、歯の喪失等）が高齢者の健康寿命を喪失させる10大原因の一つと報告されています。

また、歯周病は全身疾患（糖尿病、関節リウマチ、脳梗塞、動脈硬化に伴う狭心症、心筋梗塞等）、呼吸器疾患、慢性腎臓病、妊娠や内臓脂肪型肥満等との関連も報告されています。



歯周病を早期に発見して治療することにより口腔の健康を維持することは、全身の健康維持にもとても重要なのです！

## 令和8年度も山口県歯科医師会ご協力のもと 歯科健診を実施しますのでご利用ください！！

	①事業所訪問タイプ	②個人通院タイプ
対象者	山口支部の健康宣言事業所 にお勤めの被保険者	山口支部加入の被保険者
実施方法	事業所内で受診 (歯科医師が事業所を訪問)	山口県内歯科医院で受診
募集数	30社	400名
募集条件	1社あたり15名以上、上限40名 ※過去にご利用のない事業所	過去にご利用のない被保険者
金額	<b>無料</b>	<b>500円</b> ※歯科健診受診時に歯科医院で支払い
申込期限	<b>令和8年6月30日（必着）</b>	<b>令和8年5月11日～11月30日</b>

※②個人通院タイプの受診券の有効期限はお申込みの翌月1日から2か月間になりますので、受診の時期にあわせて、お申込みください。

お申し込みは**先着順**です！詳しくは**裏面**をご確認ください

### 【お問い合わせ先】

全国健康保険協会（協会けんぽ）山口支部 保健グループ

〒754-8522 山口市小郡柳井田一丁目1番57号 山本ビル第3

TEL：083-974-0530（代表）

## 健診内容

- ① 現在歯・喪失歯の状況（う蝕、欠損 等）
- ② 歯肉の状況（歯肉出血、歯石、ポケット 等）
- ③ 口腔清掃状態（良好、普通、不良）
- ④ その他の所見（歯列・咬合、顎関節、粘膜 等）

各自治体でも無料等の歯科健診を実施しています。別紙でご案内しております。自己負担が無料の場合もありますのでご検討ください。

**先着順！！**

定員に達した場合、受付を終了いたします。



## 申し込み方法・要件

- **事業所訪問タイプ**（歯科医師が事業所を訪問） 申込期限：令和8年6月30日（必着）

▶ 事業所内のスペースをお借りします（会議室など）※場所のご配慮をお願いいたします。

### <申込要件>

協会けんぽ山口支部加入の「健康宣言事業所」のうち以下の2点（A+B）を満たす事業所

- A 受診希望の協会けんぽ被保険者が15名以上（上限40名、対象は被保険者のみ）
- B 過去に利用歴がない事業所

※申し込み多数の場合はお申込みの先着順になります。

### <申込方法・受診までの流れ>

- ① 「歯科健診申込書（事業所訪問タイプ）」に記入し、協会けんぽ山口支部へ郵送またはFAXでお申し込みください。
- ② 日程調整（歯科医院または歯科医師会より直接ご連絡いたします）。
- ③ 健診当日、事業所まで歯科医師がお伺いします。

- **個人通院タイプ**（個人で歯科医院を受診） 申込期限：令和8年5月11日～令和8年11月30日（必着）



山口県歯科医師会HP

### <申込要件>

協会けんぽ山口支部加入の適用事業所にお勤めの被保険者（ご本人）

※ただし、過去にご利用されたことがない方限りとさせていただきます。

### <申込方法・受診までの流れ>

- ① 山口県歯科医師会の会員である歯科医院（右上二次元コードのリンク先掲載医院のみ可。総合病院は不可。）の中からご希望の歯科医院をご確認ください。
- ② 事業所において取りまとめいただくか受診希望のご本人から、「歯科健診申込書（個人受診タイプ）」にて、協会けんぽ山口支部へ郵送またはFAXでお申し込みください。
- ③ 事前に「歯科健診無料受診券」等を事業所ご担当者様へお送りします。
- ④ 受診券が手元に届きましたら、ご本人様が希望する歯科医院でご予約ください。
- ⑤ 健診当日、受診券及びマイナ保険証等保険の資格を確認できるものを歯科医院に提示してください。

※歯科健診無料受診券の有効期限はお申込みの翌月1日から2か月間になりますので、受診の時期にあわせて、お申込みください。

申込様式は、山口支部ホームページ（右リンク先）にも掲載しております

